

・下水汚泥の処理に関する広域化・共同化の施策

下水汚泥の処理について、広域化・共同化を促進するための事業メニューが整備されてきた。これらを効果的、効率的に実施するために、どの地域でどのメニューを実施していくかについて調整が必要。

事業名	内容
流域下水汚泥処理事業	流域下水道を中心に、市町村からの事務委託により下水汚泥をまとめて処理する。 (例) とちぎ地域 (11市21町1村)
特定下水道施設共同整備事業 (スクラム下水道)	市町村間の下水道施設の共同化・共通化を図る。 (例) 移動脱水車の導入
汚水処理施設共同整備事業 (MICS)	公共下水道や公共下水道以外 (農業集落排水施設、合併処理浄化槽等) の複数の汚水処理施設が共同で利用できる施設を整備する。 (例) 汚泥脱水・焼却施設

流域下水汚泥処理事業のイメージ

